

2026年5月25日

四條畷商業協同組合

前払式支払手段の利用終了のお知らせ

当組合発行の前払式支払手段「四條畷共通商品券」については、2026年7月31日をもって利用を終了させていただきます。未使用の四條畷共通商品券につきましては、資金決済法に基づき次のとおり払戻しをいたしますので、申出期間内に申出をお願いいたします。

- 1 払戻しを行う前払式支払手段発行者の名称 四條畷商業協同組合
- 2 払戻しを行う前払式支払手段の種類 四條畷共通商品券
- 3 払戻しの申出期間 2026年8月1日(土)午後1時から2026年10月31日(土)午後5時まで
※申出期間内に申出をしなかった前払式支払手段の保有者はこの払戻しの手続きから除斥されますのでご注意ください。
- 4 申出の方法 当組合に「四條畷共通商品券」と身分証明書を持参の上払戻しの申し出をしてください。持参が困難な場合は、当組合が送付する「払戻し申出書」に必要事項を記載の上、未使用の当該商品券を同封して郵送ください。郵送費用は当組合が負担します。2026年10月31日付の消印まで有効です。
- 5 払戻しの方法 持参による場合は当組合事務室にて現金をお支払いします。郵送による場合は指定口座への振込みとなります。振込手数料は当組合が負担します。
※持参による場合は必ず事前の連絡をお願いいたします。
- 6 その他払戻しの手続に関し参考となるべき事項 ・商品券が偽造又は変造されたもの・商品券の2分の1以上が滅失しているもの・商品券の毀損が著しいものは払戻しができない場合がございますのでご注意ください。
- 7 払戻しに関する問い合わせ先

四條畷商業協同組合事務所 〒575-0023 大阪府四條畷市楠公 1-12-19

電話 072-877-7070 (受付時間は午後1時から午後5時まで。土・日・祝と8月12・13・14日を除く)